

神戸市中央卸売市場業務運営協議会

卸売市場法改正に伴う条例改正案について (その①)

平成31年4月22日
神戸市経済観光局
中央卸売市場運営本部経営課



1. 中央卸売市場の認定要件

条例及び条例施行規則(業務規程)の内容が、

- ① 国が定めた基本方針に照らし適切であること。
- ② 内容が法令に違反しないこと。
- ③ 次の事項が定められていること。

認定要件③ - 1	項目
<p>A. 開設者が行う事項 【卸売市場の業務の方法】</p> <p>・卸、仲卸等 事業者に対する 関与 (許可、登録、届出等) ・卸、仲卸等 事業者に対する 監督 (指導・助言、報告検査、 是正命令、許可取消、過料等)</p>	<ul style="list-style-type: none">① 差別的取扱いの禁止② 卸売の数量及び価格、予定数量の公表③ 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な指導・助言等の措置<ul style="list-style-type: none">・せり・入札、 相対取引等④ 卸売業者の売買取引の方法の策定・公表⑤ 取引参加者の代金決済の方法の策定・公表<ul style="list-style-type: none">・出荷者－卸、卸－仲卸・買参、仲卸－買出人 の決済の支払期日、支払方法

B.
取引参加者の遵守事項

※取引参加者

- ・卸売業者
- ・仲卸業者
- ・出荷者
- ・卸から卸売を受ける買受人
- ・仲卸から販売を受ける買受人

- ・開場期日・時間
- ・商物分離
- ・第三者販売
- ・直荷引き
- ・自己買受け
- ・商品の引渡・検収
- ・品質管理の方法 等

(1) 共通の取引ルール(中央卸売市場の場合)

- ① 売買取引の原則(取引参加者)
 - ・公平かつ効率的な売買取引
- ② 差別的取扱いの禁止 (卸売業者)
- ③ 売買取引の方法 (卸売業者)
 - (Aの④で定められた方法による)
- ④ 売買取引条件の公表 (卸売業者)
 - ・営業日・営業時間、取扱品目、委託手数料・奨励金等の種類・内容・額 等
- ⑤ 受託拒否の禁止 (卸売業者)
- ⑥ 決済の確保
 - ・Aの⑤で定められた方法による決済 (取引参加者)
 - ・事業報告書の作成等 (卸売業者)
- ⑦ 売買取引の結果等の公表 (卸売業者)

**(2) その他の遵守事項
(卸売市場ごとに設定)**

- 取引ルール以外
- 取引ルール

2. 条例・施行規則改正案の考え方について①

A. 開設者が行う事項（卸売市場の業務の方法）

認定要件③ - 1	項目
A. 開設者が行う事項 【卸売市場の業務の方法】	<ul style="list-style-type: none">① 差別的取扱いの禁止② 卸売の数量及び価格、予定数量の公表③ <u>取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な指導・助言等の措置</u>④ <u>卸売業者の売買取引の方法</u>の策定・公表⑤ <u>取引参加者の代金決済の方法</u>の策定・公表



神戸市中央卸売市場業務運営協議会で具体案を提示

2. 条例・施行規則改正案の考え方について②

A. 開設者が行う事項（卸売市場の業務の方法）

③ 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な指導・助言等の措置

⇒ 市場を適正に運用する上で必要と思われる事項について規定

主な項目（現行）	方針（案）	説明等
卸売業者※ （〔農林水産大臣〕許可制） [法第15条第1項]	[市長]許可制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督関係もあわせて規定 ・ 数の最高限度は規定しない
仲卸業者※ （〔市長〕許可制） [条例第17条第1項]	[市長]許可制【継続】	
売買参加者※ （承認制） [条例第25条第1項]	「第三者販売」（取引ルール）とあわせて検討	
せり人※ （認定制） [条例第12条第1・4項]	届出制（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ せりに参加する者については開設者が把握しておく必要がある。 ・ 監督関係もあわせて規定
売買補助参加者※ （承認制） [規則第17条第1項]	届出制（仲卸業者）	
業務運営協議会（附属機関） [条例第68条第1項]	規定【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制については調整
市場取引委員会（附属機関） [条例第68条の2第1項]		

※は「取引参加者の遵守事項」にも該当

2. 条例・施行規則改正案の考え方について③

A. 開設者が行う事項（卸売市場の業務の方法）

④ 卸売業者の売買取引の方法

項目（現行）	方針（案）	説明等
<p>卸売業者の売買取引の方法 [条例第34条第1項第1～3号]</p> <p>1号物品： せり売又は入札の方法</p> <p>2号物品： 市長が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法（それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引）</p> <p>3号物品： せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p>	<p>全取扱品目について「<u>せり売若しくは入札の方法又は相対取引</u>」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・実状に応じた柔軟な取引を可能とする。・せり割合の調整が必要な品目、時期がある場合には、卸売業者・仲卸業者・売買参加者（現場取引委員会等）で協議

2. 条例・施行規則改正案の考え方について④

B. 取引参加者の遵守事項（その他の遵守事項）

設定については、卸売市場の活性化を図る観点から
神戸市中央卸売市場業務運営協議会で審議を行っていく。

項目	
【取引ルール以外】 [例]・開場期日・時間 ・商品の引渡・検収 ・品質管理の方法 等	現行条例を踏まえた具体案を提示
【取引ルール】 ・商物分離 ・第三者販売 ・直荷引き ・自己買受け ・その他取引ルール	方向性について審議 設定が必要な事項があれば審議

2. 条例・施行規則改正案の考え方について⑤

B. 取引参加者の遵守事項（その他の遵守事項）

【取引ルール以外】

⇒市場を適正に運用する上で必要と思われる事項について規定

主な項目（現行）	方針（案）	説明等
取引品目の部類 [条例第3条第1・2項]	規定【継続】	・本場 加工水産物部は水産物部に統合
開場の期日・時間 [条例第4条第1・2項、第5条第1項]	規定【継続】	・現状及び近隣市場の動向を踏まえて設定
卸売の販売開始時刻・終了時刻（承認制） [条例第5条第2項]	卸売業者の公表事項	・「営業時間」は共通ルールに該当（売買取引の条件の公表）
場外指定保管場所（指定） [条例第41条第項第1号]	規定【継続】	・「商物一致」（取引ルール）にかかわらず規定（事業所税等の特例措置との関係有）
品質管理の方法（品質管理責任者の届出等） [条例第58条の2第1・2項]	規定しない【削除】	・食品を取り扱う事業者には食品衛生法が適用される。（H A C C Pに沿った衛生管理が制度化される予定） ・今後も食品衛生検査所等と連携し、事業者の主体的取組を支援
委託手数料（届出制） [条例第54条第1項]	卸売業者の公表事項	・共通ルールに該当（売買取引の条件・結果等の公表）
奨励金等（承認制） [条例第56条第1項]		

3. 取引ルールについて

B. 取引参加者の遵守事項 **(その他の遵守事項)**

【取引ルール】

- 商物分離・第三者販売・直荷引き・自己買受け
- その他取引ルール(設定が必要な事項がある場合)



取引ルール設定の必要性について、市場毎・部門毎で意見交換

※市場関係者（卸売業者・仲卸業者・売買参加者）の意見交換を実施
(現場取引委員会等を活用)

【前提】

・当該ルールを設定する方が、より市場の活性化（取扱数量の維持・拡大）を図ることが想定される場合に設定



意見交換の内容を踏まえ、

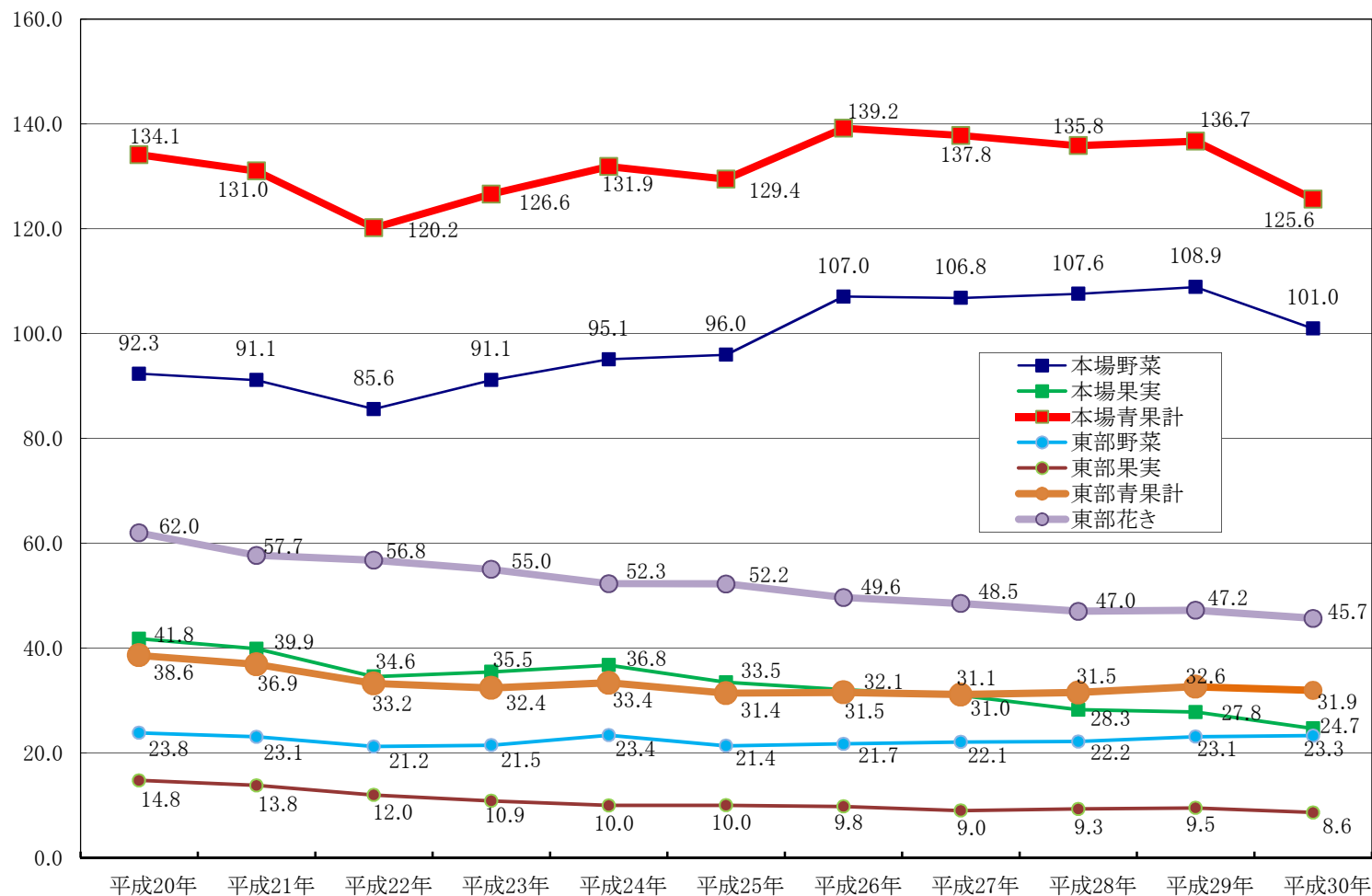
次回「神戸市中央卸売市場業務運営協議会」で取引ルール設定についての素案を提示

4. 神戸市中央卸売市場の現状①

《参考データ》

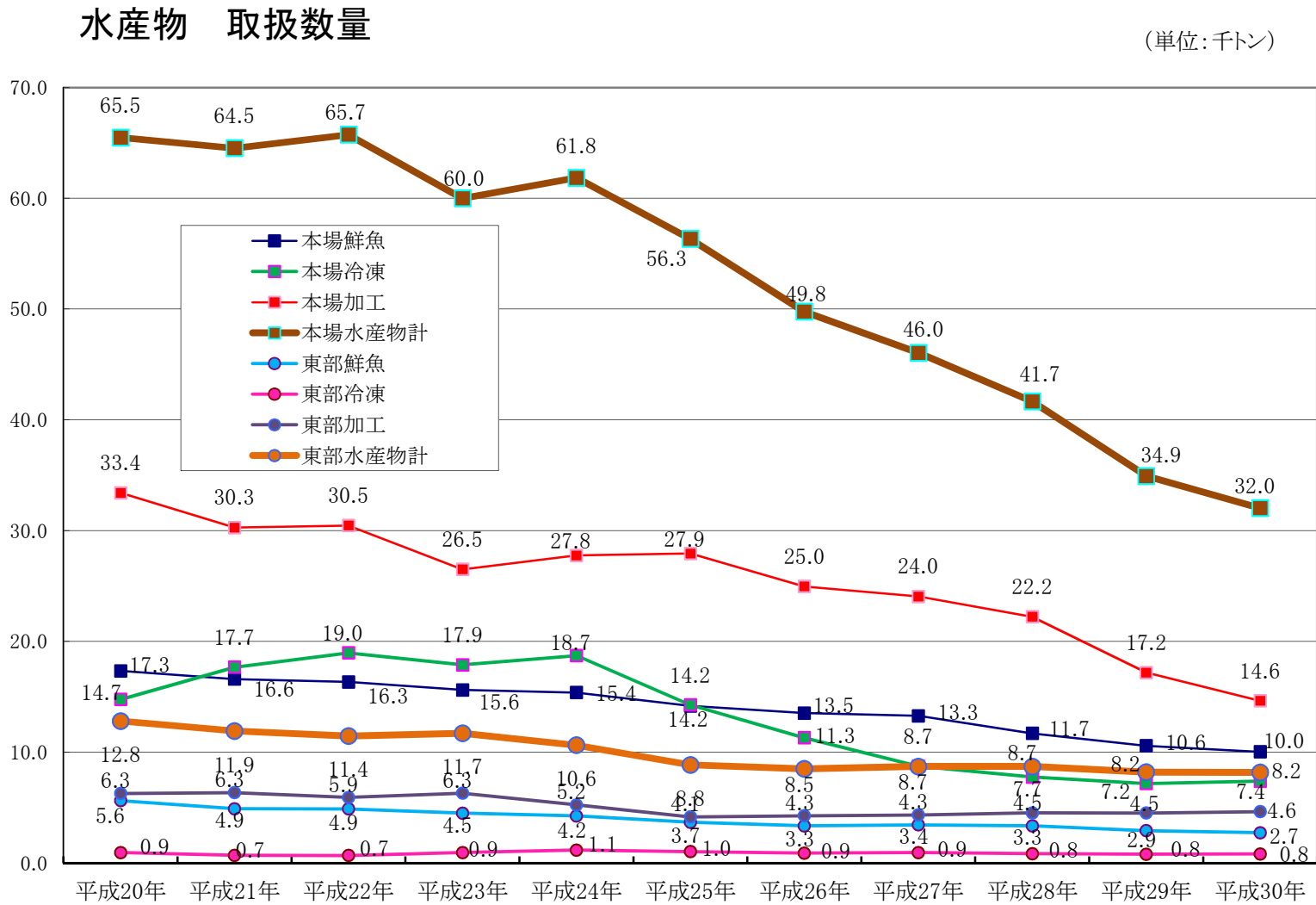
青果・花き 取扱数量

単位:千トン
花き:百万本



4. 神戸市中央卸売市場の現状②

《参考データ》

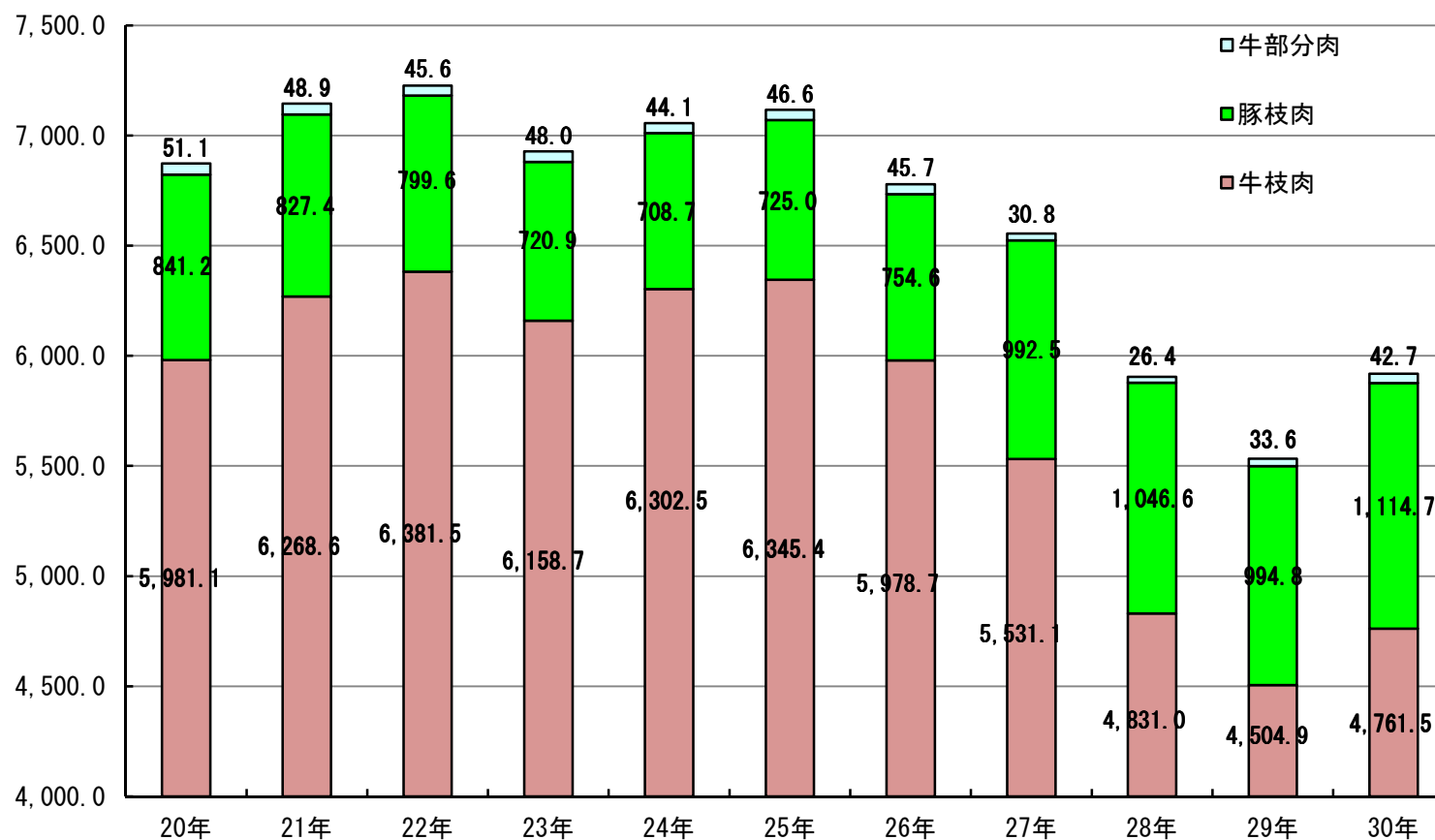


4. 神戸市中央卸売市場の現状③

《参考データ》

牛・豚枝肉等 取扱数量
(西部市場)

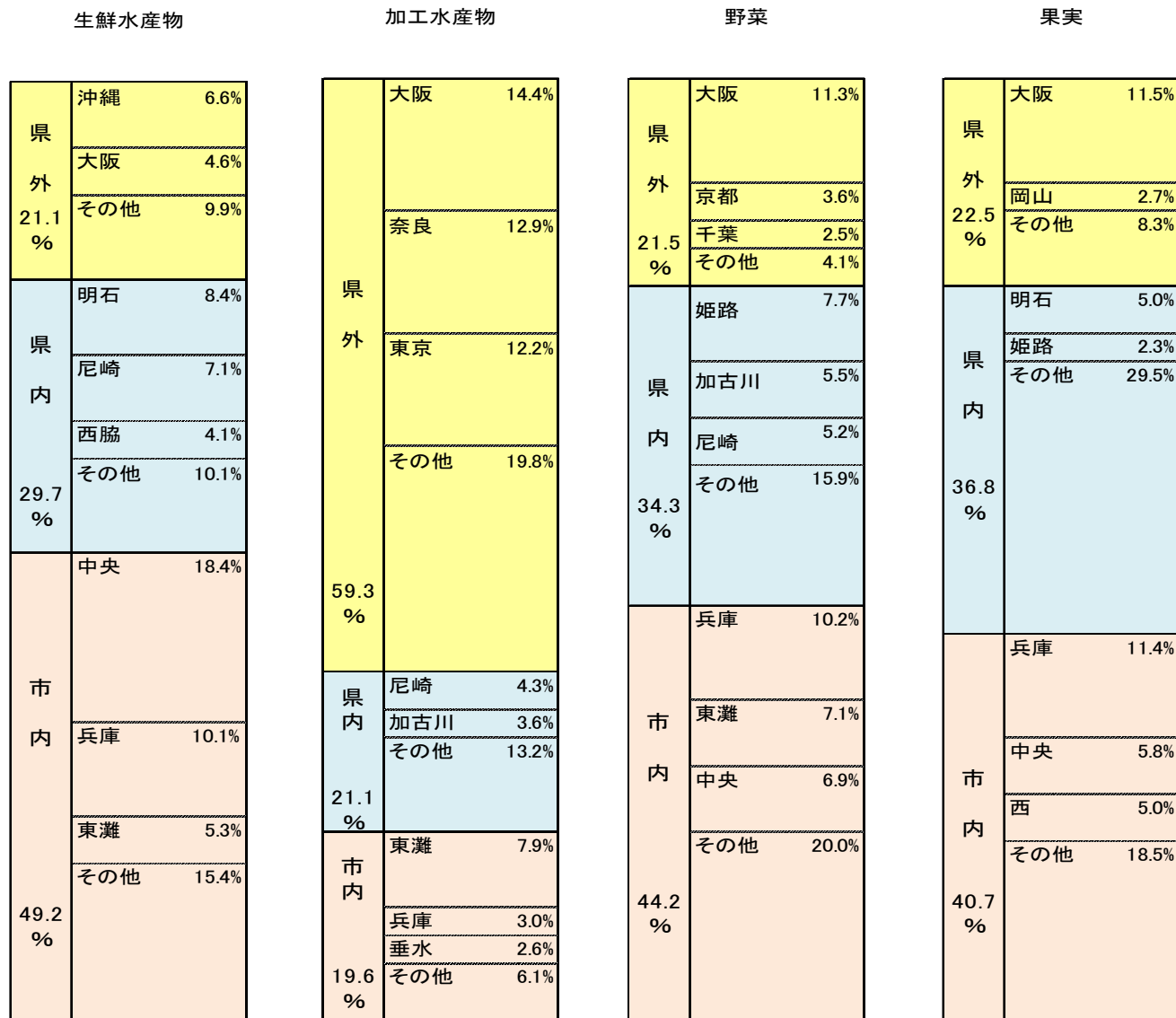
(単位：トン)



4. 神戸市中央卸売市場の現状④

《参考データ》

地域別搬出量割合グラフ(本場+東部市場)



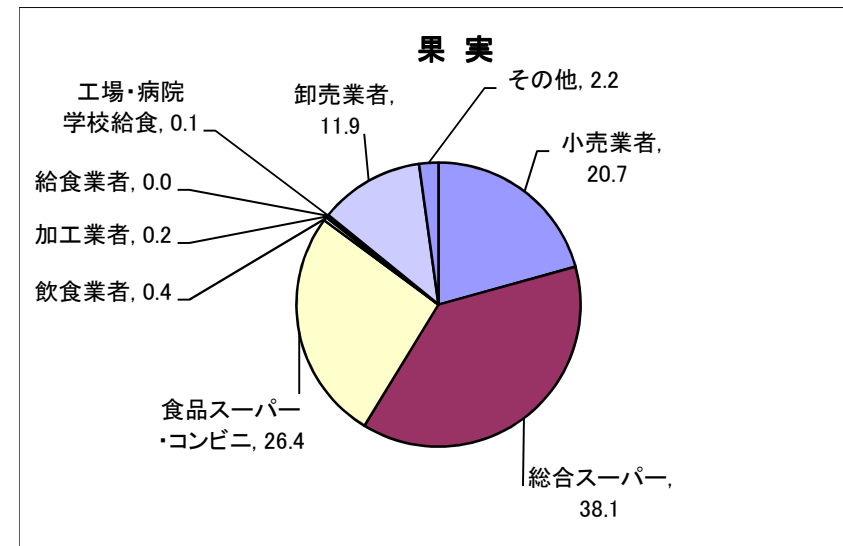
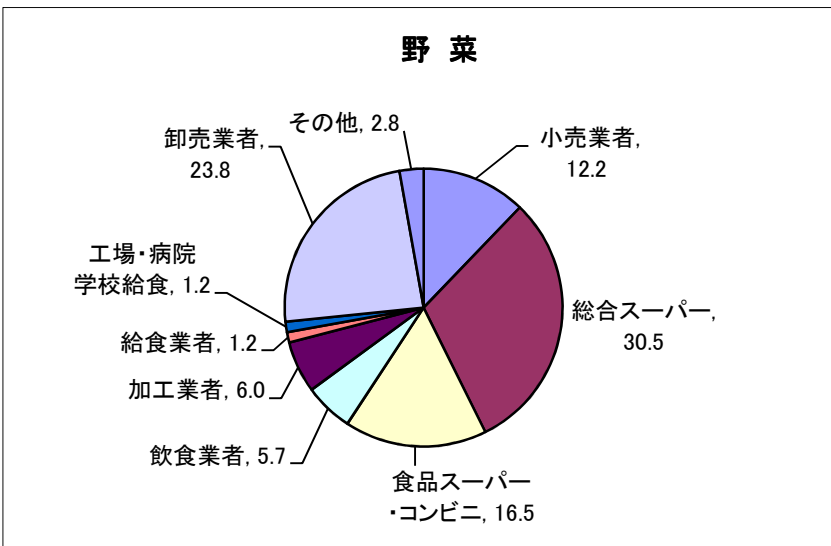
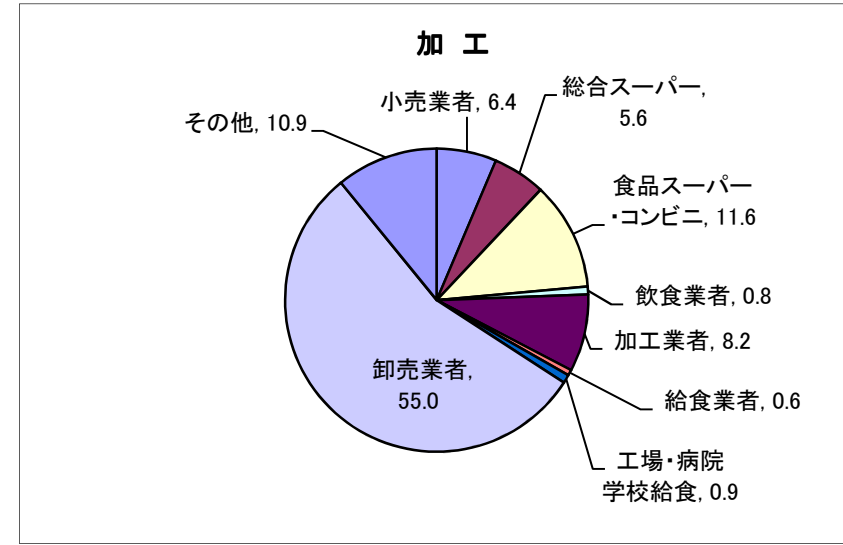
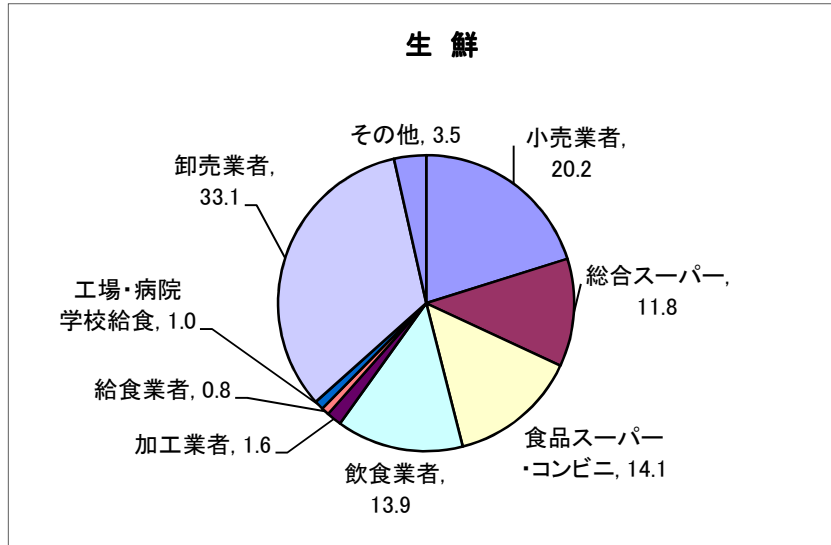
(平成30年度 水産物・青果物流通実態調査より)

4. 神戸市中央卸売市場の現状⑤

《参考データ》

買出業種別搬出割合グラフ(本場+東部市場)

(単位:%)



(平成30年度 水産物・青果物流通実態調査より)

4. 神戸市中央卸売市場の現状⑥

□ 取扱数量について

取扱数量については、長年低下傾向で推移してきたが、青果については近年横ばい傾向にある。



市場の活性化（取扱数量の維持・拡大）に向けた取組が急務

⇒経営展望計画の策定・推進

- ・コールドチェーンの推進（本場：再整備の検討、東部：加工場・冷蔵庫施設の整備・活用）
- ・衛生管理の強化（西部：HACCP手法の導入・拡充）等

□ 搬出先（青果・水産）について

- ・搬出地域：市内・県内への搬出だけでなく、県外への搬出が、生鮮水産物・野菜・果実で2割程度、加工水産物で約6割を占めている。
- ・小売店・量販店以外にも飲食業者・加工業者等へも搬出。
- ・卸売業者（商社、他市場の卸売業者・仲卸業者等）への搬出もあり、ハブ市場としての役割も果たしている。
- ・仲卸業者の得意先も、小売店中心、量販店中心など一律ではない。